

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23(2011)年2月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

〔民法〕

【1】簡易生命保険契約の保険金受取人Xが無断で保険金等の支払を受けたY1、Y2及び郵便局の支払担当者Y3に対し損害賠償を請求した事案。無効な支払であり、保険金請求権は消滅していないとのY3の抗弁を信義則違反として採用せず、Xの請求を認容した事例(平成23年2月18日最高裁)

【2】病院で取り違えられた控訴人が育ての親と長年実の親子と同一の生活実体を形成してきたが、両親の死後その遺産争いを直接の契機とし戸籍上の弟である被控訴人らが親子関係不在確認請求を提起したのはその経緯からして権利の濫用に当たり許されないとされた(平成22年9月6日東京高裁)

【3】「仕組み債」の売買について、説明義務違反を理由とする錯誤無効を認めたが、売買代金に充当された買主の配当金請求権は失われていないとして、買主の損害賠償請求権が棄却された事例(平成22年10月12日大阪高裁)

【4】A社→B社→原告→被告→A社という循環取引がされた疑いのある商流について、ソフトウェアを目的物とする売買契約を締結した被告に対し原告が売買代金約8億円の支払を求めた事案。同ソフトは無価値であることから、法律行為の要素に錯誤があるとして、売買契約を無効とし請求を棄却(平成20年12月19日東京地裁)

【5】交通事故による負傷(胸椎圧迫骨折)が、11級7号相当の後遺障害とされたが、公務員(税務職)として減収はない事例につき、将来の昇給昇格への影響が考慮され、67歳までの36年間14%喪失の逸失利益が認められた(平成22年7月2日名古屋地裁)

【6】統合失調症に罹患していた顧客Aが数千万円の取引損を被ったまま死亡したところ、Aの相続人XがYの証券外務員の違法な勧誘行為によりAが損害を被ったとしてYに対し損害賠償を求めた事案。勧誘行為等は適合性原則に反し強い違法性が認められるとして一切の過失相殺を認めなかった(平成22年9月8日名古屋地裁)

〔商事法〕

【7】譲渡命令の執行手続において必要な費用を定められた期間内に納付をしなかったところ執行裁判所が上記譲渡命令の申立てを却下したためXが執行抗告を申し立てた事案。不納付のみを理由として申立てを却下したのは裁量権の行使に誤りがあったとして原決定を取り消し執行裁判所に差戻した(平成22年5月28日東京高裁)

【8】株主総会決議により株主の地位を奪われた株主は株主としての地位を有しないことになるが、株主総会決議が取消されれば株主の地位を回復する可能性を有している以上会社法831条1項の関係では株主として扱ってよいとして、同決議取消について原告適格が認められた事例(平成22年7月7日東京高裁)

【9】仕組み債の投資で損害を蒙ったXが不当な勧誘行為を行ったとして仲介者Y1に対し、また適切な説明責任を果たさなかったとして同投資を取り次いだY2の担当者Y3に対しそれぞれ損害賠償を請求した事案。Aの投資リスクの判断は、Y1の説明のみによってなされたとして、Y1に対する請求のみ容認(平成22年11月30日東京地裁)

〔知的財産〕

【10】原告は、被告との関係において、商標法53条2の「代理人若しくは代表者」に該当するか否かが争われ、原告が代理人であったとの審決が誤りであるとして、取り消された事例(平成23年1月31日知財高裁)

【11】拒絶査定不服審判の拒絶審決について原告主張に係る取消事由(本件各発明及び周知技術の課題を誤って認定し、容易想到性を判断した誤り)は理由があるとして審決が取り消された事例(平成23年1月31日知財高裁)

【12】拒絶査定不服審判の拒絶審決について、原告は審判手続で面接を行わないとした判断に誤りがあるなどと主張して審決の取消しを求めたが請求が棄却された事例(平成23年2月3日知財高裁)

【13】汎用的プログラムの組合せであっても、それらの選択と組合せが一義的に定まるものではなく、プログラム作成者の個性が発揮されたものとして、著作物性を認め、プログラムの著作権侵害として、220万円の損害を認定(平成23年1月28日東京地裁)

〔民事手続〕

【14】マンションの管理組合Xが当該マンションの区分所有者Yらに対し当該マンションの管理規約に定められた金員の支払、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案。Xの原告適格を否定し本件訴えをいずれも却下した原判決を破棄し原審に差し戻した事例(平成23年2月15日最高裁)

【15】競落建物の現況調査報告書及び評価書に記載されていないシロアリ被害を理由に売却許可決定の取消を申し立てた事案で、本件建物の評価が無価値に等しいとして決定取消を否定した原審に対し、補修に必要な費用の額を調査するべきとして原決定を取消し原審に差し戻した事例(平成19年12月7日東京高裁)

【16】金銭債権の債権者の財産開示手続申立についてその完全な弁済を得られないことの疎明があったとして(他の債権者が預金を差押済みで、動産執行も成就しなかった等)、その疎明がないとして申立を却下した原決定を取消し原審に差し戻した事例(平成22年1月19日大阪高裁)

【17】破産免責を受けた原告の債務の債権者は、その債権について督促手続によって満足を受け得ないことは明らかであり、本件貸金業者による支払督促の申立は裁判制度の趣旨

目的に照らして著しく相当性を欠く違法なものであるとし原告の請求を一部(各自5万円)認容した(平成20年2月29日東京地裁)

【18】Yの住居地不明で公示送達を実施し勝訴判決を得たXに対し、後に原判決を知ったYが訴状記載の住所地に居住していたのに調査不十分のままなされた公示送達は違法として控訴、調査が尽くされたとは認められないとして原審に差し戻された事例(平成21年2月27日大阪地裁)

【19】破産会社が破産手続開始の申立前に行った担保設定行為が破産法162条1項2号規定の偏頗行為にあたるかが争われた事案。弁済期が到来していない債務を将来弁済できないことが確実に予想されても弁済期の到来している債務を現在支払っている限り支払不能にはならないと解釈(平成22年7月8日東京地裁)

〔刑事法〕

【20】被告が同一日に犯した建造物侵入、窃盗の前訴と非現住建造物等放火を後訴として起訴された事案につき、後訴の放火は前訴の建造物侵入の後の2回目の侵入の際だったとして両訴因の間に公訴事実の単一性がなく、前訴の確定判決の一事不再理効は後訴に及ばないとされた(平成22年2月17日最高裁)

【21】実質的には経理担当の取締役者に相当する権限を与えられ、会社の決算・確定申告の業務等を統括していた者は法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの)164条1項にいう「その他の従業者」に当たるとされた事例(平成23年1月26日最高裁)

〔公法〕

【22】区長指定の者以外一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から古紙を回収することを禁止されていたが、指定外の被告が古紙を回収したため起訴された事案。被告は憲法31条に違反するなど主張して無罪を争ったが被告人の主張は斥けられ上告は棄却された(平成20年7月17日最高裁)

【23】租税特別措置法35条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの)に定める居住用財産の譲渡所得の特別控除の要件が争われ、措置法35条1項の要件に該当すると判断し原判決を取り消して本件通知処分を取り消しを言い渡した事案(平成22年7月15日東京高裁)

【24】退職間近の市職員Xが酒気帯び運転で警察官に摘発され、Y市が懲戒免職処分としたところ、Xがその取り消しを求めた事案。軽微な酒気帯びとその処分には均衡を欠くとしてY市市長は裁量権を濫用したとして本件処分が取消された事例(平成20年10月8日神戸地裁)

【25】大阪府教育委員会が教職員に自己申告票を提出させる評価育成システムを定めるところ、公立学校教員の原告らが教育に対する不当な支配であり教育の自由等を侵害するとし、自己申告票の提出義務の不存在確認等を求めたが、本件システムは適法とされた事例(平成20年12月25日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

〔民法〕

(1) 最二判平成23年2月18日 最高裁HP

平成21年(受)第216号 損害賠償、中間確認請求事件(破棄自判)

簡易生命保険契約の保険金受取人Xが無断で保険金等の支払を受けたY1、Y2及び郵便局の支払担当者Y3に対し不法行為に基づく損害賠償を請求する事案において、Y3に過失があり、これが有効な弁済とはならない以上、Xは、依然として本件保険金等請求権を有しているから、本件保険金等相当額の損害が発生したと認めることはできないとしてXの請求を棄却した原判決を破棄して、Xの請求を認容した事例。

(理由)
Y1及びY2が、依然として本件保険金等請求権は消滅していないことを理由に損害賠償義務を免れることとなれば、Xは、Yらに対する保険金等の支払が有効な弁済であったか否かという、自らが関与していない問題についての判断をした上で、請求の内容及び訴訟の相手方を選択し、攻撃防御を尽くさなければならないということになる。保険金等請求権が本来Xに帰属するものであった以上、Y1及びY2はXとの関係で保険金等を保有する理由がないことは明らかであるのに、何ら非のないXがこのような訴訟上の負担を受忍しなければならないと解することは相当ではない。以上の事情に照らすと、上記支払が有効な弁済とはならず、上告人が依然として本件保険金等請求権を有しているとしても、Y1及びY2が、Xに損害が発生したことを否認して本件請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである(最高裁平成16年(受)第458号同年10月26日第三小法廷判決・裁判集民事215号473頁参照)。

(2) 東京高判平成22年9月6日 判例時報2095号49頁

平成21年(ネ)第3720号 親子関係不存在確認等請求控訴事件(取消(上告))

控訴人と太郎・花子との間で長期間にわたり実の親子と同様の生活の実体があったこと、太郎と花子はいずれも既に死亡しており、控訴人が太郎・花子との間で養子縁組をすることがもはや不可能であること、親子関係の不存在が確認された場合、控訴人が受ける重大な精神的苦痛及び少なからぬ経済的不利益、被控訴人らと控訴人の関係、被控訴人らが控訴人と太郎・花子夫婦との親子関係の不存在確認請求をするに至った経緯及び請求をする動機、目的、親子関係が存在しないことが確認されない場合、被控訴人ら以外不利益を受ける者はいないなどを考慮すると、控訴人らの親子関係不存在確認請求は権利の濫用に当たり許されないというべきである。

以上のように解するのは、病院で取り違えられた控訴人が育ての親と46年から54年もの長きにわたり実の親子と同様の生活実体を形成してきたのにもかかわらず、両親の死後、その遺産争いを直接の契機とし、戸籍上の弟である被控訴人らが本件訴訟を提起したという本件の事実関係における個別性、特殊性に由来するものであることはいうまでもない。

(3) 大阪高判平成22年10月12日 金法1914号68頁

平成22年(ネ)第1476号 売買代金、損害賠償反訴、損害賠償請求控訴事件(原判決変更)

XとY1社との間のいわゆる「仕組み債」の売買について、Y1がXに対し、売買残代金の支払いを求める本訴事件を提起したところ、Xが、上記売買契約の錯誤無効を主張すると同時に、Y1の担当者であったY2、Y3、Y4の説明義務違反による不法行為を主張して、Y1に対する損害

賠償を求める反訴事件及びY2, Y3, Y4に対する損害賠償を求める第三事件を提起した。原審は、Xの意思表示は上記仕組み債のリスクについての錯誤に基づくものであるとして、Y1の売買残代金の請求を認めず、Y2及びY4は説明義務違反による不法行為に当たるとして、Y1, Y2, Y4に対し、上記売買代金に充当されたXの配当金及び弁護士費用相当額等について支払いを命じた。これに対し、Y1, Y2, Y4は、原判決を不服として控訴し、Xも控訴した。

本判決は、Xは、上記仕組み債を購入する際、その権利内容について錯誤に陥り、そのリスクについて理解しないままであったと認めるのが相当であり、この錯誤は、上記仕組み債を購入するかどうかを判断する上で、最も重要な事項についての錯誤であり、しかも、錯誤に陥っていたことは、表示されていたと認められるとして、原判決同様、上記売買契約の錯誤無効を認め、本訴事件についてのY1の控訴を棄却したが、他方、反訴事件及び第三事件については、売買契約が無効である以上、Y1がその売買代金に預り金等を充当する処理をしても、それは、内部的な処理に過ぎず、充当の効果が生ずることはなく、損害が発生したとはいえず、Xは預り金の返還を求めうる地位にあるにとどまると判示し、原判決を取り消し、反訴事件及び第三事件におけるXの請求を棄却した。

(4) 東京地判平成20年12月19日 判例タイムズ1319号138頁
平成19年(ワ)第19018号 売買代金請求事件(請求棄却・控訴)

本件は、A社→B社→原告→A社という循環取引がされた疑いのある商流について、A社からの紹介を受けて売買契約を締結した被告に対し、原告が、売買代金約8億円の支払を求めた事案である。売買契約の目的物はソフトウェアであり、CD-ROM10枚が引き渡され、被告はA社に対する引渡期限が来るまで保管していたが、その間にA社が架空循環取引に関わっていた旨の報道がなされたため被告が調査したところ、CD-ROMのプログラムは正常に稼働せず無価値であることが判明し、その後A社については民事再生手続が開始された。本判決は、本件売買契約は経済的には被告が商流に介入して利益を得ることを目的として行われたとしつつも、被告は循環取引であることを知って取引に関与したものと認められず、本件が売買契約という法形式をとり、目的物としてCD-ROM10枚が引き渡されていることからすれば、売買代金と売買対象物との対価性が保持されており、代金に相当する価値があるという動機は少なくとも明示に表示されていたとし、商品として無価値であることは法律行為の要素に錯誤があり、売買契約は無効であるとして、請求を棄却した。

(5) 名古屋地判平成22年7月2日 判例時報2094号87頁
平成21年(ワ)第1665号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

Xは大学卒業後に大蔵事務官に採用された公務員であるが、平成18年、岐阜県内の交差点において自転車で行き交ったYの運転する乗用自動車に衝突され、胸椎圧迫骨折等の傷害を負ったため、入院治療を受けたが11級7号相当の後遺障害が残った。XはYに対して損害賠償を請求したが、逸失利益については、税務職の男女計全年齢の推定平均年収を基礎とし症状固定時の31歳から36年間の20%減額を主張した。これに対しYは、Xは仮に労働能力が制限されるとしても喪失率は14%、喪失期間は5年が相当であると主張した。

本判決は、Xは現時点においては本事故による減収がないだけでなく昇給において特段の不利益が生じているとも認めることはできないとしながらも、それはXの努力によることも多いというべきであるし、現時点では減収はなくとも残業によらなければ業務をこなせないことなどが将来の昇給や昇格に影響が出る可能性は否定できないとし、Xの主張する基礎収入を基礎とし、67歳までの36年間14%喪失の逸失利益を認めた。

(6) 名古屋地判平成22年9月8日 金法1914号123頁
平成19年(ワ)第6264号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、後に統合失調症と診断される精神疾患に罹患し、長期間にわたり治療を継続する中で、証券会社Yの証券外務員の勧誘を受けて反復継続して証券取引をしていた顧客Aが、数千万円の取引損を被ったまま取引途中で死亡したところ、Aの相続人であるXが、証券外務員の違法な勧誘行為によりAが損害を被ったとして、Yに対する上記取引に関する不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決は、Aの精神疾患について、担当者全員が揃って、全く知らなかった、気付かなかったという弁解は採用することができず、むしろ逆に、本件各担当者は概ねAの精神疾患を把握しながら、処方薬の適切な服用により、時期によっては統合失調症の症状があまり顕在化しないことを奇貨とし、かかる精神疾患のほか、本来的に証券投資に依存する傾向が強いAに対して、思うがままに取引を勧誘し、上記証券取引を継続していたものと認められ、かかる本件各担当者のAに対する勧誘行為等は適合性原則に著しく反するものであって、強い違法性が認められるとした上で、Yからの過失相殺の主張については、上記証券取引によるAの損害は本件各担当者の故意の不法行為によってもたらされたというべきであるから、Xその他Aの親族において、Aの財産管理への関与如何につき何らかの落ち度が認められるとしても、それを理由としてYがAないしその相続人に対して損害賠償すべき金額が減じられるべきものではないことが明らかであるとして、一切の過失相殺を認めなかった。

〔商事法〕

(7) 東京高決平成22年5月28日 金法1915号109頁
平成22年(ワ)第6号 出資持分権譲渡命令申立却下決定に対する執行抗告事件(原決定取消・差戻)

本件は、差押債権者Xが、債務者Yが有する第三債務者(Xと同一)の出資持分権について、差押命令を得た上、譲渡命令の申立てをした事案である。その執行手続において、民事執行の手続に必要な費用の予納を命ずる処分がされたが、Xが、公認会計士による評価を経なくとも、上記出資持分権の譲渡価額がその出資額を上回ることはない旨及び譲渡価額決定の資料として第三債務者でもあるXが出資持分額証明書提出する用意がある旨主張し、その定められた期間内に上記費用の納付をしなかったところ、執行裁判所が上記費用の不納付を理由として上記譲渡命令の申立てを却下したため、Xが執行抗告を申し立てた。

本決定は、信用金庫の持分の時価は、出資1口当たりの額面額に出資口数を乗じた額とする旨の当該信用金庫作成にかかる出資持分額証明書の提出がある場合には、一件記録に現れた事情を勘案し、特段の事情が認められない限り、上記額面額に出資口数を乗じた額となる蓋然性があるものと疎明されているとみるのが相当であると判断を示した上、執行裁判所が上記手続費用の納付がされなかったことのみを理由として上記の譲渡命令の申立てを却下したことは、その裁量権の行使に誤りがあったものとして、原決定を取り消し、本

件を執行裁判所に差し戻した。

(8) 東京高判平成22年7月7日 判例時報2095号128頁
平成21年(ホ)第5903号 株主総会決議取消請求控訴事件(抗告棄却(確定))

株主総会決議により株主の地位を奪われた株主は、当該決議の取消訴訟の原告適格を有する。当該決議が取り消されない限り、その者は株主としての地位を有しないことになるが、これは決議の効力を否定する取消訴訟として構成したという法技術の結果にすぎないのであって、決議が取り消されれば株主の地位を回復する可能性を有している以上、会社法831条1項の関係では、株主として扱ってよいと考えられるからである。

高速物流の郵便遞送への吸収合併について合併無効の訴えが法定の期間内に提起されていないから、この吸収合併は、たとえ高速物流の株主である控訴人らへの招集手続を欠く高速物流の株主総会において合併契約の承認決議がされたという瑕疵があるとしても、もはやその効力を争うことはできず、有効な合併として扱われるべきことが、対世的に確定している。高速物流は、控訴人らがその株主でないこと前提とする合併契約により郵便遞送に吸収合併されて消滅したものであり、控訴人らは、もはや、この吸収合併の効力を争うことができない。そして、有効として扱われる合併契約においては、控訴人らは、何らの合併対価の交付も受けないことになっている。そうすると、本件決議を取り消したとしても、控訴人らには、高速物流又は郵便遞送の株主の地位等、対世的に確認すべき権利、地位がないことに帰する。したがって、本件決議取消訴訟は、訴えの利益を欠くものとして不適法である。

(9) 東京地判平成22年11月30日 金法1914号98頁
平成18年(ワ)第18333号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、私的年金制度を営む任意団体であるX法人が、Z社が発行する仕組み債(以下「本件債券」という。)に年金資金を投資したが、その償還期限を経過しても全く元本の償還を受けられなかったところ、上記投資を勧誘した仲介者であるY1に対しては、Xが上記投資を実施したのは、Y1が本件債券の仕組み及びリスクについて虚偽の記載のある資料等を示し、Xの担当者にリポートを供与するなど不当な勧誘行為を行ったためであり、これによって損害を被ったなどと主張して、旧証取法17条、旧金販法4条及び民法709、719条に基づき、また、上記投資を取り次いだY2社の担当者Y3に対しては、Y3が本件債券の仕組み及びリスク並びにY2がXとの契約上投資判断を行う立場にあるか否かの役割についての適切な説明をしなかったことから、上記投資が実行されたなどと主張して、旧証取法17条及び民法709、719条に基づき、更に、Y2に対しては、Y3の行為についての使用者責任や旧証取法17条、旧金販法4条及び民法709、719条に基づき、損害賠償をそれぞれ求めた事案である。

本判決は、前提事実についての詳細な事実認定の下、Y1については、X向けに新たに組成される別件債券と同じ仕組みの本件債券への投資を勧誘するに際して、別件債券にかかる説明資料を用いて説明しているところ、本件債券は、Zの第三者に対する融資債権を償還原資としているが、同債権は無担保非優先債権であり、本件債券の償還原資となる第三者からZへの返済は、第三者の業務又は財産の状況の変化によって元本欠損が生ずるおそれがあるにもかかわらず、その原因を生じさせる取引の仕組みのうちの重要な部分についての説明を行わなかったとして、旧金販法4条に基づく責任を認めたが、Y2については、本件において旧証取法17条は適用されず、旧金販法4条に基づく責任についても、Y2に説明義務違反はあるが、上記投資にかかる契約締結時点では、X側で本件債券についてのリスク判断を終えていたものと認められ、実際にも、X側は、初対面で、契約書面を持参してきたY3が説明しようとするのを遮り、その説明を求めようとしなかったのであるから、Y2ないしY3の行為によってXが上記投資を実施させられたものと評価することができず、Y2の説明義務違反とXが本件債券を購入しその不償還によって損害を被ったこととの間には相当因果関係がないと判示し、Y3についても、Y3が、Y2のリーガルアンドコンプライアンス部門における審査の内容を具体的に説明したり、Y2の提供するサービスの内容がXの希望と合致するかを確認したりすべき信義則上の義務を負っていたものとは認めることができず、また、Y3が、上記投資についてはY2で投資判断を行うものであるとのXの誤認を利用して、上記投資にかかる契約を締結したとも認めることができないから、Y3の行為が不法行為を構成するような違法性を有するとは認められないと判示した。

〔知的財産〕

(10) 知財高判平成23年1月31日 裁判所HP
平成21年(行ケ)第10138号等 商標権審決取消請求事件

日本法人である原告イデア社が商標権を有する本件商標につき、イタリア国法人である被告アグロナチュラ社が、パリ条約の同盟国であるイタリア国において引用商標について商標権を有することから、本件商標は引用商標に類似することを理由として、アグロナチュラ社が日本国商標法53条の2に基づき、本件商標の登録取消しを求めたところ、日本国特許庁が、本件商標の指定商品のうち一部の登録は取り消すが、その余の部分については請求不成立とする審決をしたことから、これに不服の原告イデア社及び被告アグロナチュラ社が、敗訴に係る審決部分の取消しを求めた事案で、原告が、被告との関係において、商標法53条の2所定の「代理人若しくは代表者」に該当するか否かが争点となった。

原告は本件商標登録出願後3か月余を経過した平成17年9月1日付けで被告との間で独占的販売契約を締結して、原告が何らかの意味で被告の代理人となったことは認められ、自らの会社案内に関するウェブページの「沿革」欄に、平成17年1月に被告と業務提携をした旨記載しているが、他方、平成17年5月2日付けの日経MJ新聞では、原告と訴外ビオオーブ社が販売代理店契約を締結した旨記載されており、ウェブページ上の「被告との業務提携」との記載が誤りであったとみる余地もあり、上記ウェブページの記載は、原告が被告の「代理人」となったのは平成17年9月1日以降であるとする前記認定を左右するものではないので、本件商標登録出願がなされた平成17年5月12日より1年前以内に原告は被告の「代理人」であったとした審決は誤りである、と認定し、被告の商標法53条の2に基づく取消審判請求はすべて不成立とすべきであり、原告イデア社の請求を認容し、被告アグロナチュラ社の請求を棄却した。

(11) 知財高判平成23年1月31日 裁判所HP
平成22年(行ケ)第10075号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、原告主張に係る取消事由(本件各発明及び周知技術の課題を誤って認定し、容易想到性を判断した誤り)は理由があるとして、審決が取り消

された事案。

当該発明について、当業者が特許法29条1項各号に該当する発明(以下「引用発明」という。)に基づいて容易に発明をすることができたか否かを判断するに当たっては、従来技術における当該発明に最も近似する発明(「主たる引用発明」)から出発して、これに、主たる引用発明以外の引用発明(「従たる引用発明」)及び技術常識等を総合的に考慮して、当業者において、当該発明における、主たる引用発明と相違する構成(当該発明の特徴的部分)に到達することが容易であったか否かによって判断するのが客観的かつ合理的な手法といえる。当該発明における、主たる引用例と相違する構成(当該発明の構成上の特徴)は、従来技術では解決できなかった課題を解決するために、新たな技術的構成を付加ないし変更するものであるから、容易想到性の有無の判断をするに当たっては、当該発明が目的とした解決課題(作用・効果等)を的確に把握した上で、それとの関係で「解決課題の設定が容易であったか」及び「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか否か」を総合的に判断することが必要かつ不可欠となる。上記のとおり、当該発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。すなわち、たとえ「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」(例えば、一般には着想しない課題を設定した場合等)には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。ところで、「解決課題の設定が容易であったこと」についての判断は、着想それ自体の容易性が対象とされるため、事後的・主観的な判断が入りやすいことから、そのような判断を防止するためにも、証拠に基づいた論理的な説明が不可欠となる。また、その前提として、当該発明が目的とした解決課題を正確に把握することは、当該発明の容易想到性の結論を導く上で、とりわけ重要であることはいうまでもない。

上記の観点から本件各発明の容易想到性の有無に関してした審決の判断の当否を検討すると、審決には、本件各発明の解決課題を正確に認定していない点で誤りがあり、また、誤った解決課題を前提とした上で本件各発明が容易想到であるとした点において誤りがあるから、取り消されるべきである。

(12) 知財高判平成23年2月3日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10263号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、原告は審判手続で面接を行わないとした判断に誤りがあるなどと主張して審決の取消しを求めたが、請求が棄却された事案。

原告は、審決について、その内容は争わず、審判手続における違法を、取消事由(面接を行わないとした判断の誤り)として主張する。

しかし、原告が審判官との面接を希望したのは、審判官が補正は不合法であるとした前置報告書の指摘は認めつつも、なお、補正後の請求項を前提として分割出願を希望しその機会を与えてもらうためであったところ、本件訴訟においても、本件補正が不合法であること自体について原告は争っておらず、これが適法であることを裏付けるべき主張立証もないので、本件補正を前提として本願発明の分割出願が適法になるものということとはできない。そうである以上、審判官が上記内容についての面接要請に応じなかったことをもって、審判手続に違法があるとすることはできない。

(13) 東京地判平成23年1月28日 裁判所HP

平成20年(ワ)第11762号 著作権侵害差止等請求事件

「NEW増田足」という名称の株価チャートを作成、分析するためのソフトウェアを顧客に提供する事業を行っている原告が、被告ソフトを制作し、自己のホームページ上において顧客への公衆送信を行っている被告有限会社アルス・ノーヴァに対し、被告ソフトに係るプログラム及びこれにより表示される画面は、原告ソフトに係るプログラムの著作物を複製又は翻案したものであるから、被告ソフトを制作し、これを複製、販売、公衆送信する被告らの行為は、原告の原告プログラムについての著作権及び著作者人格権を侵害する旨主張し、損害賠償を求めた事案。

被告は、画面上の構成要素を貼り付け、ボタン等を配置するために必要なプログラムなど、開発ツールであるMicrosoft社の「Visual Studio.net」によって自動生成された部分には創作性がなく、原関数は汎用的プログラムの組合せであることを理由として創作性が否定されるかのごとく主張したが、汎用的プログラムの組合せであったとしても、それらの選択と組合せが一義的に定まるものでない以上、このような選択と組合せにはプログラム作成者の個性が発揮されるのが通常というべきである、としてプログラムの著作物としての創作性を認め、220万円の損害を認定した。

〔民事手続〕

(14) 最三判平成23年2月15日 最高裁HP

平成21年(受)第627号 損害賠償等請求事件(破棄差戻し)

マンションの管理組合であるXが、当該マンションの区分所有者であるYらに対し、当該マンションの管理規約に定められた金員の支払、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案において、本件マンションの共用部分は区分所有者の共有に属するものであるから、本件各請求は区分所有者においてすべきものであると判断して、Xの原告適格を否定し、本件訴えをいずれも却下した原判決を破棄し、Xの代表者が本件訴訟を進行する権限を有するか否かを含め、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した事例。

(理由)

給付の訴えにおいては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるというべきである。本件各請求は、Xが、Yらに対し、X自らが本件各請求に係る工作物の撤去又は金員の支払を求めると主張して、その給付を求めたものであり、Xが、本件各請求に係る訴えについて、原告適格を有することは明らかである。

(15) 東京高決平成19年12月7日 判例タイムズ1302号293頁

平成19年(ラ)第1389号 売却許可決定取消申立却下決定に対する執行抗告事件(取消、差戻)

競売手続で買い受けた建物に現況調査報告書及び評価書に記載されていないシロアリ被害が生じていたとして、その買い受け人であるXが、民事執行法188条の準用する同法75条所定の「損傷」を理由に、売却許可決定の取消を申し立てた事案において、原決定は、本件

建物がほとんど経済的価値のないものと評価されているため、本件建物にシロアリ被害があったとしても減価をする必要がないこと等から売却許可決定の取消を否定したのに対し、本決定は、買受人が損傷を知らないで買受けの申出をした後代金納付前に損傷の存在が判明したときには、その損傷の存在が判明した時期が買受けの申出の前か後かで大きく結論を異にする合理的理由はないから、民事執行法188条、75条1行本文の規定の類推適用により、当該売却許可決定を取り消すことができると解するのが相当であるとしたうえで、本件においては、シロアリ被害が発生している場所及び程度、補修の可否、補修が可能であるとしてそのために必要な費用の額を調査しなければ本件建物の損傷が社会的、経済的に見て軽微であるといえるかどうかを判断することができないと判示して、原決定を取り消し原審に差し戻した。

(16) 大阪高決平成22年1月19日 判例時報2096号79頁

平成21年(ワ)第1166号 財産開示手続申立却下決定に対する執行抗告事件 取消差戻(確定)
金銭債権の債権者の財産開示手続申立について、相手方に所有不動産が見当たらないこと、申立人以外の債権者が預金について既に差押済みで、動産執行も行われたが成就しなかったことが判明していること、数千人の弁護士が参加するメーリングリストにおいて受信した電子メールによる情報交換によっても他に相手方の財産を発見できなかったこと、などから、金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとして、その疎明がないとして申立を却下した原決定を取消し、原審に差し戻した事例。

(17) 東京地判平成20年2月29日 判例タイムズ1319号206頁

平成18年(ワ)第22918号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)
本件は、貸金業者である被告が、破産免責を受けている原告らに対し支払督促の申立を行い、支払督促が原告らに到達されたことから、これが不法行為にあたるとして、原告らが被告に対し損害賠償を請求した事案である。上記支払督促の申立は、被告に対し破産手続開始決定及び同廃止決定の通知がなされ、免責許可決定の公告もされた後であったところ、本判決は、督促手続は訴えに関する規定が多く準用されており訴訟手続に準じて考えられるので、同申立が違法となるかどうかは訴えの提起が違法となる場合に準じて考えるべきであるとした上で、破産免責を受けた債務の債権者は、その債権について、督促手続によって満足を受け得ないことは明らかであり、本件申立は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く違法なものであるとし、原告の請求を一部(各自5万円)認容した。

(18) 大阪地判平成21年2月27日 判例タイムズ1302号286頁

平成20年(シ)第282号 売買代金返還等請求控訴事件(取消、差戻・確定)
原告が被告に対し提起した訴訟において、原裁判所は、訴状記載の被告の住所地に訴状等の特別送達を試みたが、受取人不在を理由にYに到達しなかったため、Xが訴状記載のYの住所を調査したところ、同所の郵便受けにはYの名字の表札があり、集合住宅である同所の管理人はYの居住につき回答を拒絶したが同所は空き部屋ではないとの回答をしたが、当該集合住宅の管理会社、Yが有する銀行口座の金融機関、原告と被告が取引を行ったインターネットオークションの管理会社に対してなした調査囑託の申出は奏功せず、Yの電話番号の回線使用料の支払先である電話会社に対する調査囑託の申出は採用されなかった。そして、Xは、Yの住民票上の住所地の居宅の電気・ガスのメーターが動いていないこと、水道栓に止水の札があったことを確認した。そこで、Xは、Yの住居所その他送達をなすべき場所が知れないとして、原裁判所に公示送達を申し立てたところ、原裁判所担当書記官は訴状等の公示送達を実施し、原告は勝訴判決を得た。Yは、後に原判決を知り控訴を提起し、Yは訴状記載の住所地に居住していたのに調査不十分のまま公示送達がなされたから、当該公示送達は違法であると主張した。

本判決は、Yが訴状記載のYの住所地に居住している可能性が否定できず、Xの調査が尽くされたとは認められず、住居所等が知れない場合とは認められないと判示し、原審におけるYに対する訴状等の公示送達は違法無効なものとして本件を原審に差し戻した。

(19) 東京地判平成22年7月8日 判例時報2094号69頁

平成19年(ワ)第32843号 詐害行為取消等請求事件 棄却(確定)
本件は、破産した株式会社であるAの破産管財人Xが主位的には、AY間の預託金返還請求権質権設定契約につき、破産法162条1項2号に基づく否認権を行使したことを前提に、Yに対する再生債権として預託金債権を有することの確定を、予備的には、Yが質権を実行したことを前提に、質権実行により発生した清算金支払請求権に基づく清算金債権を有することの確定を求めた事案である。

本件訴訟の法律上の争点として、破産会社が破産手続開始の申立前に行った担保設定行為が破産法162条1項2号の規定の定める偏頗行為にあたるかが争われたが、本判決は、破産法における「支払不能」は弁済期の到来した債務の支払可能性を問題とする概念であることから支払不能であるか否かは、弁済期の到来した債務について判断すべきであり、弁済期が到来していない債務を将来弁済できないことが確実に予想されても弁済期の到来している債務を現在支払っている限り支払不能ということはできないとして基本的にYの主張に沿った解釈を示した。

〔刑事法〕

(20) 最二決平成22年2月17日 判例時報2096号152頁

平成21年(あ)第934号 非現住建造物等放火被告事件 上告棄却
被告人が同一日に犯した行為につき、建造物侵入、窃盗の訴因の前訴と、非現住建造物等放火の訴因の後訴として起訴された事案につき、後訴の放火が行われたのは前訴の建造物侵入の後の二回目の侵入の際であったとする第一審判決の認定が相当であり、同一の侵入の際であった可能性が否定できないとした原判決は誤りであるとし、両訴因の間には公訴事実の単一性がなく、前訴の確定判決の一事不再理効は後訴に及ばないとされた事例。なお、原判決は、建造物侵入と放火は牽連犯の関係にあり、両訴因間には公訴事実の同一性があるが、(1) 弁護人が弁論の分離を請求して一貫して別々の審理を求めておきながら前訴が確定するや前訴の確定判決の一事不再理効を主張して免訴を求めるのは権利の濫用、(2) 牽連犯といえど本来的には別罪で、弁護人が別々に審理、判決することをあえて選択したなどの事実関係のもとでは一時不再理効の法的根拠に照らし、その効力が及ばない、などと判示して、第一審判決の結論を相当と認め、控訴を棄却していた。

〔公法〕

(21) 最一決平成23年1月26日 最高裁HP

平成19年(あ)第2014号 法人税法違反被告事件(棄却)

1 実質的には経理担当の取締役に相当する権限を与えられ、会社の決算・確定申告の業務等を統括していた者は、法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの)164条1項にいう「その他の従業者」に当たる。

2 法人税ほ脱犯において、行為者が秘匿した所得を自ら領得する意図を有していたとしても、法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの)164条1項にいう「業務に関して」の要件に何ら影響を及ぼさない。

〔事案〕

被告会社は、S県内に本店を置く資本金3億円の株式会社であり、被告人は、被告会社の代表取締役として、その業務全般を統括していたものであるが、被告人は、被告会社の社長付として被告会社の決算業務や法人税の確定申告業務等を統括していたC及び被告会社の総務経理部社員Dらと共に共謀の上、被告会社の業務に関し、法人税を免れようと企て、架空の直接材料費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、3事業年度における被告会社の法人税について、虚偽の法人税確定申告書をそれぞれ提出し、合計10億円余りの法人税を免れたというものである。

弁護側は、(1)Cは、被告会社の正式な役職ではない「社長付」の肩書を有していたにすぎず、被告会社から報酬を受けることも日常的に出勤することもなかったから、法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの)164条1項に規定する「その他の従業者」には当たらない。(2)Cは被告会社の資産を領得しており、Dら経理担当者に指示した不正経理はその隠蔽工作であるとして、Cの不正経理の指示は同項にいう「業務に関して」行われたものとはいえないとの主張をした。

〔判断〕

(1)Cは、被告会社の代表取締役である被告人から実質的には経理担当の取締役に相当する権限を与えられ、被告人の依頼を受けて被告会社の決算・確定申告の業務等を統括していたのであるから、同法164条1項にいう「その他の従業者」に当たるといふべきである。(2)Cが秘匿した所得について自ら領得する意図を有していたとしても、そのような行為者の意図は、「業務に関して」の要件に何ら影響を及ぼすものではない(最高裁昭和26年(れ)第1452号同32年11月27日大法廷判決・刑集11巻12号3113頁参照)。

(22) 最一決平成20年7月17日 判例タイムズ1302号114頁

平成20年(あ)第139号 世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件(上告棄却)

東京都世田谷区では、世田谷区清掃・リサイクル条例により、区長が指定する者以外の者は一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から、区長が再利用の対象として指定したものを収集し又は運搬する行為を行うことが禁止されているところ、区長が指定する者以外の被告人が、所定の場所に置かれた古紙を回収し、区長からそのような行為を行わないよう命ぜられたが、再び別の所定の場所から古紙を回収したため、同条例の命令違反罪として起訴された。

被告人は、本条例の罰則規定にある「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」の文言があいまい不明確であり、憲法31条に違反するなど主張して無罪を争ったが、本判決は、当該所定の場所とは、世田谷区が、一般廃棄物の収集について区民等の協力を得るために、区民等が一般廃棄物を分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所を意味することが明らかであり、刑罰法規の構成要件として不明確であるとはいえないとして、被告人の主張を斥け上告を棄却した。

(23) 東京高裁平成22年7月15日 裁判所HP

平成21年(行コ)第372号 通知処分取消請求控訴事件(認容・自判)(原審・東京地方裁判所平成20年(行ウ)第578号)

〔事案〕

租税特別措置法(以下「措置法」という。)35条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)に定める居住用財産の譲渡所得の特別控除の要件が争われ、本件では措置法35条1項の要件に該当すると判断し、原判決を取り消して、本件通知処分の取り消しを言い渡した事案。

1 本件譲渡に本件特別控除の適用があるといえるか。

措置法35条1項に定める本件特別控除は、個人が自ら居住の用に供している家屋又はその敷地等を譲渡するような場合は、これに代わる居住用財産を取得するのが通常であるなど、一般の資産の譲渡に比して特殊な事情があり、担税力も高くない例が多いことなどを考慮して設けられた特例であると解される。

その上に家屋の存する土地の取引において、当該家屋を必要としない買主が、当該家屋を売主の負担において取り壊すことを求めることがしばしば見られるのは公知の事情であり、措置法35条1項の趣旨からすれば、個人が、その居住の用に供している家屋をその敷地の用に供されている土地を更地として譲渡する目的で取り壊した上、当該土地のみの譲渡をした場合は、上記の家屋をその敷地の用に供されている土地とともに譲渡をした場合に準ずるものとして、措置法35条1項の要件に該当すると解することができる(措置法通達35-2参照)。

共有持分を有する控訴人が、その居住の用に供している家屋部分の敷地に相当する部分を分割取得し、この家屋部分を取り壊し、土地を更地で譲渡した事案のもとでは、控訴人による本件土地の第三者への譲渡は、措置法35条1項の要件に該当すると解するのが相当である。

2 控訴人が、本件特別控除の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかったことにつき、措置法35条3項が規定する「やむを得ない事情」があったといえるか。

控訴人は、当初確定申告書を提出した際、本件譲渡に係る長期譲渡所得の金額、納付すべき税額を記載する一方で、本件譲渡についての本件特別控除の適用を受けようとする旨の記載をしなかった。そこで、控訴人について、措置法35条3項が規定する「やむを得ない事情」があったといえるかが問題となる。

措置法35条3項が規定する「やむを得ない事情」とは、天災その他本人の責めに帰すことができない客観的事情があって、居住用財産の譲渡所得の特別控除の制度趣旨に照らし、納税者に対して、その適用を拒否することが不当又は酷となる場合をいうものと解するのが

相当である。

本件では、控訴人は、本件確定申告書を提出するに際して、再三にわたり税務署を訪れ、担当官に対して、措置法35条1項の適用を望む旨伝え、これが認められるかどうかについて相談したが、税務署からはいずれの相談に際しても本件は建物の一部譲渡であるから認められないとの回答がなされたこと、控訴人は、本件の補佐人であるG税理士とも相談したが、本件については、判例も前例もない難解な問題であるとのことであり、後に処分を受けて加算税を課せられた場合のリスクは大きいと考え、本件の特別控除を適用しての申請を断念したこと、しかし、その後G税理士から、法律の解釈が不明であるために加算税が課せられることを避けるために税務署の見解に従った申告をせざるを得なかった場合にも、1年以内であれば更正の請求を行うことができるとの助言を得て、税務署長に対して更正の請求をしたことが認められる。

本件譲渡に本件特別控除の適用があるといえるかについては、原審と当審は判断を異にするものである。本件における法律解釈の難しさに加え、控訴人が本件譲渡について更正の請求をするに至った経緯に照らすと、控訴人が、本件特別控除の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかったことについては、措置法35条3項が規定する「やむを得ない事情」があったと認めるのが相当である。

以上によれば、本件通知処分は、措置法35条1項の解釈を誤った違法があるというべきである。

(24) 神戸地判平成20年10月8日 判例タイムズ1319号87頁

平成20年(行ウ)第21号 懲戒免職処分取消請求事件(認容・控訴(後控訴棄却))

本件でXは昭和44年4月にY市に採用され、同20年3月に退職予定であったところ、課長職であった平成19年5月6日、私用で自宅近くで飲酒し、帰宅のため自動車を運転しているのを警察官に摘発された。Y市は、酒気帯び運転については免職とする等の非違類型毎に標準的な処分量定を定めた通達を定めており、Xを懲戒免職処分としたところ、Xはその取消しを求めた。本判決は、懲戒権者が懲戒処分に関する裁量を濫用した場合には公正原則(地方公務員法27条)等に抵触し違法となるとした上で、本件酒気帯び運転が職務と無関係な休日であったこと、酒気帯びの程度が道路交通法で処罰される最下限の水準にとどまっており、第三者に被害を及ぼす等していないこと、前科前歴、懲戒処分歴がないこと、上記通達は無免許運転等の悪質な交通法規違反でも減給等にとどまるとして酒気帯び運転で免職することは均衡を欠くきらいがあること、Xは退職金も受けられなくなり被る損害が甚大であること等を指摘し、Y市長は裁量権を濫用したとして本件処分を取り消した。

(25) 大阪地判平成20年12月25日 判例タイムズ1302号116頁

平成18年(行ウ)第185号、平成19年(行ウ)第90号、平成19年(行ウ)第224号、平成20年(行ウ)第16号、平成20年(行ウ)第17号、平成20年(行ウ)第85号、平成20年(行ウ)第99号、平成20年(行ウ)第100号 自己申告票提出義務不存在確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却・控訴)

大阪府教育委員会が教職員の勤務評定制度として教職員に自己申告票を提出させることなどを内容とする評価育成システムを定めたところ、公立学校教員の原告らが、自己申告票の提出の義務付けは教育に対する不当な支配であり、原告らの教育の自由等を侵害すると主張し、同システムに基づく自己申告票の提出義務の不存在確認等を求めた。

本判決は、公法上の法律関係の確認の訴えにおいて、確認の利益が認められるためには、行政の活動、作用等により、原告の有する権利又は法的地位に対する危険、不安が現に存し、これを行政過程がより進行した後の時点で事後的に争うより、現在、確認の訴えを認めることが当事者間の紛争の抜本的な解決に資し、有効適切といえることを要するとし、結論として本件について確認の利益を認め、勤務評定の制度の内容をどのようなものにするかは任命権者の裁量にゆだねられていると解すべきであり、当該勤務評定制度が裁量権の範囲を逸脱し、またはその濫用をしたものといえる場合には、当該制度は違法になるというべきであるとし、本件システムの評価結果を給与に反映させることの合理性等について検討した上で、本件システムは適法であると判示した。

〔紹介済み判例〕

最一判平成20年2月28日 判例タイムズ1302号86頁

平成17年(行ヒ)第47号 保護申請却下処分取消請求事件(破棄自判)

→法務速報83号30番で紹介済み

札幌高判平成20年8月29日 判例タイムズ1302号164頁

平成19年(ネ)第99号 損害賠償請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立)

→法務速報89号3番で紹介済み

東京地判平成20年9月10日 判例タイムズ1319号133頁

平成20年(行ウ)第31号 不当労働行為救済命令取消請求事件(請求棄却・確定)

→法務速報103号22番で紹介済み

最三決平成20年11月10日 判例タイムズ1302号110頁

平成19年(あ)第1961号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件(上告棄却)

→法務速報91号11番で紹介済み

東京高決平成21年1月8日 判例タイムズ1302号290頁

平成20年(ラ)第1887号 債権差押命令取消決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・特別抗告(後特別抗告棄却))

→法務速報98号16番で紹介済み

最三判平成21年6月2日 判例タイムズ1302号105頁

平成21年(受)第226号 死亡給付金等請求、民訴法260条2項の申立て事件(第1事件)、平成19年(受)第1349号 共済金請求事件(上告棄却(第1事件)、上告棄却(第2事件))

→法務速報103号12番で紹介済み

最三決平成21年7月21日 判例時報2096号149頁
平成21年(あ)第291号 窃盗未遂、窃盗被告事件 上告棄却
→法務速報100号15番で紹介済み

東京高判平成21年9月24日 判例タイムズ1319号145頁
平成21年(ホ)第2205号 管理規約無効確認請求控訴事件(一部取消, 自判, 一部控訴棄却・上告受理申立)
→法務速報107号9番で紹介済み

最一決平成21年12月9日 判例時報2094号146頁
平成21年(シ)第443号 保釈保証金の一部を没収する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件 抗告棄却
→法務速報105号24番で紹介済み

最三判平成22年4月20日 金法1915号104頁
平成21年(才)第1408号 所有権保存登記抹消登記手続等請求事件(一部破棄自判, 一部棄却)
→法務速報109号2番で紹介済み

最二判平成22年7月12日 判例時報2096号145頁
平成20年(受)第1704号 地位確認請求事件 上告棄却
→法務速報111号26番で紹介済み

最二判平成22年7月16日 判例時報2094号58頁
平成21年(受)第120号 建物明渡等, 賃借権確認請求事件 破棄差戻
→法務速報112号2番で紹介済み

最一判平成22年9月9日 判例時報2096号66頁
平成21年(受)第1661号 損害賠償等請求本訴, 同反訴事件 上告棄却
→法務速報113号1番で紹介済み

最二判平成22年9月10日 判例時報2096号3頁
平成20年(行ヒ)第432号 損害賠償請求事件 破棄自判
→法務速報113号23番で紹介済み

最二判平成22年10月8日 金法1915号99頁
平成21年(受)第565号 遺産確認請求事件(一部棄却, 一部却下)
→法務速報114号1番で紹介済み

2. 平成23(2011)年2月20日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

平成23年2月20日までに新しく成立した法律はありません。

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

山下詠子 東京大学出版会 256頁 4830円
入会林野の変容と現代的意義

松川正毅編 日本加徐出版 249頁 2940円
成年後見における死後の事務 事例にみる問題点と対応策

山本和彦/事業再生研究機構編 商事法務 360頁 3360円
債権法改正と事業再生

松久三四彦 有斐閣 619頁 9975円
時効制度の構造と解釈

東京弁護士会法友全期会 債権法改正プロジェクトチーム編 第一法規 594頁 4935円
債権法改正を考える 弁護士からの提言・・・★

升田純 民事法研究会 629頁 5565円
警告表示・誤使用の判例と法理

4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

本田宏治 生活書院 296頁 3150円
ドラッグと刑罰なき統制 不可視化する犯罪の社会学

小早川義則 成文堂 230頁 4725円
裁判員裁判と死刑判決

川村百合 ぎょうせい 341頁 3800円
弁護士・付添人のための少年事件実務の手引き・・・★

吉田克己編著 北海道大学出版会 251頁 3990円
環境秩序と公私協働

松本博之/野田昌吾/守矢健一編 信山社 367頁 12600円
法発展における法ドグマティックの意義 日独シンポジウム

岩田太編著 ミネルヴァ書房 365頁 6300円
患者の権利と医療の安全 医療と法のあり方を問い直す

5. 発刊書籍の解説

・債権法改正を考える 弁護士からの提言
債権法の改正にあたり、従来積み重ねてきた判例や実務慣行を十分に反映させなければ、新法の適用・運用に混乱が生じるとし、実務家の立場から改正への提言をしている。改正の影響を特に受けるであろう10のテーマを取り上げ、法制審議会での議論の進展に対応し、あるべき改正の方向性を検討している。

・弁護士・付添人のための少年事件実務の手引き
著者が少年事件・虐待事件に関わり、子どもの人権問題を扱った経験を通して体得した、実務に必要な知識や留意すべき点を網羅して紹介している。筆者は改正前少年法の理念が失われつつあることに懸念し、運用面で守り続けるべきだとしている。また、法的知識の他、児童精神医学を重要な知識と位置付け、医師へのインタビューを掲載している。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
